平成２４年（フ）第１３９０号
札幌市北区百合が原10丁目３番８―305号
債務者　伊藤　徳美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３９５号
札幌市中央区南６条東１丁目７番地　シルキーＵ６・１―401号
債務者　舘下　光枝
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２８号
札幌市中央区宮の森１条９丁目３番12号　２階
債務者　アトキンス希（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４６９号
札幌市東区北23条東６丁目５番１号　坂口マンション203号
債務者　小山内靖子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９号
北海道名寄市西３条北２丁目５番地
債務者　杉浦　　巌
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第１０号
北海道士別市東６条１丁目５番地２
債務者　石川　里紗
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２４年（フ）第７６号
千葉県銚子市黒生町7206番地　坂尾アパート１号室
債務者　瀬下誠一郎
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第８３号
千葉県旭市ニの170番地　旭県営住宅501
債務者　穴澤　　仁
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第９８号
千葉県匝瑳市飯倉1365番地　いいぐら団地300号
債務者　宇井笑美子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
千葉県山武郡横芝光町栗山4427番地36
債務者　大木　功一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１０６号
千葉県山武郡大網白里町南玉99番地19　南玉コーポ201号室
債務者　高橋　弥生
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１９号
相模原市中央区上溝1326番地１　虹吹上溝アパート101
債務者　下田　美光
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３５号
青森県上北郡東北町大字大浦字境ノ沢46―２、住民票上の住所相模原市南区相武台１丁目12番３号　若林方
債務者　森川　　司
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２４９号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目22番15号　スカイコート淵野辺第四409号室
債務者　清水　勇人
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４０号
新潟県三条市塚野目６丁目16番３号　シャンテ吉田Ａ101
債務者　宮澤　明美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３４号
三重県松阪市南虹が丘町22番地10
債務者　谷　　孝文
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３５号
三重県松阪市大黒田町167番地　タウニィアサヒＢ201号室
債務者　長谷川珠実
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
津地方裁判所松阪支部